

次世代システム研究協力員に関する件

(平成二十八年三月二十五日館長決定第三号)

改正 平成三十年三月三十日館長決定第三号

- 1 電子情報部電子情報企画課次世代システム開発研究室に、情報システムに関する調査及び研究に関する事務を兼ねて行う職員として、次世代システム研究協力員若干人を置くことができる。
- 2 次世代システム研究協力員は、電子情報部電子情報企画課次世代システム開発研究室長の命を受けて、前項の調査及び研究に関する事務を行う。
- 3 次世代システム研究協力員は、職員のうちから館長が命ずる。

附 則

本件は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日館長決定第三号)

本件は、平成三十年四月一日から施行する。